2　作業部会は、次の者から成る。
(a)　共同議長として、日本国経済産業省並びにベトナム計画投資省及び商工省の上級職員
(b)　日本国については、経済産業省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(c)　ベトナムについては、商工省及び計画投資省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3　作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第七章　人材の管理及び養成の分野における協力

第十九条　一般原則

両締約国政府は、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、人材の管理及び養成の分野において協力する。

第二十条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、
(a)　この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i)　語学訓練並びに文化的及び社会的な価値観に関する教育
(ii)　教育及び訓練
(iii)　高い水準の知識及び技能を有する人材の管理及び養成
(iv)　資格に関する標準の調和
(v)　両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
(b)　この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i)　専門家、学者、研究者、教員、研修指導者及び政府職員の訪問及び交流を奨励すること。
(ii)　共同セミナー、研究集会及び会合を促進すること。
(iii)　良き慣行に関する情報を含む情報を交換すること。
(iv)　教育機関及び研究機関の間の協力を奨励すること。
(v)　両締約国政府が重要と認める協力のその他の形態に関すること。

第二十一条　人材の管理及び養成に関する作業部会

1　基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、人材の管理及び養成に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
(a)　人材の管理及び養成の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
(b)　この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c)　小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
(d)　人材の管理及び養成の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2　作業部会は次の者から成る。
(a)　日本国については、外務省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(b)　ベトナムについては、教育訓練省及び労働・傷病兵・社会問題省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3　作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八章　観光の分野における協力

第二十二条　一般原則

両締約国政府は、観光が、両締約国の国民の間の相互理解の増進に寄与し、及び各締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の観光を促進し、及び発展させることに協力する。

第二十三条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、
(a)　この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i)　観光の促進及び発展
(ii)　観光に関連する人材の養成
(iii)　両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
(b)　この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i)　専門家の交流を奨励すること。
(ii)　情報を交換すること。
(iii)　観光促進活動に対する適当な支援を提供すること。
(iv)　観光産業に従事する者に対する研修を促進すること。
(v)　両締約国の民間の団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。

第二十四条　観光に関する作業部会

1　基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、観光に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
(a)　観光の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
(b)　この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c)　小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
(d)　観光の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2　作業部会は次の者から成る。
(a)　共同議長として、日本国国土交通省及びベトナム文化・スポーツ・観光省の上級職員
(b)　日本国については、国土交通省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(c)　ベトナムについては、文化・スポーツ・観光省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3　作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第九章　情報通信技術の分野における協力

第二十五条　一般原則

両締約国政府は、情報通信技術が急速に発展し、並びにその発達による恩恵により、両締約国において持続可能な経済的及び社会的な発展が助長され、健全な事業慣行が促進され、並びに両締約国政府、民間部門その他の非政府機関の間の協力関係が可能となることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、情報通信技術部門の発展に向けた活動を両締約国において促進し、及び実施することに協力する。

第二十六条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、
(a)　この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i)　情報通信技術関連の人材の養成（技術者の水準の向上を含む。）
(ii)　インターネット・プロトコル（ＩＰ）に基づく次世代のネットワーク、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
(iii)　移動通信技術
(iv)　技術の発展についての情報の交換の促進
(v)　ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
(vi)　研究開発
(vii)　両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
(b)　この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i)　政策及び規制に関する問題（情報通信技術に関する最良の慣行を含む。）について、対話を行い、及び情報を交換すること。
(ii)　専門家の交流を奨励すること。